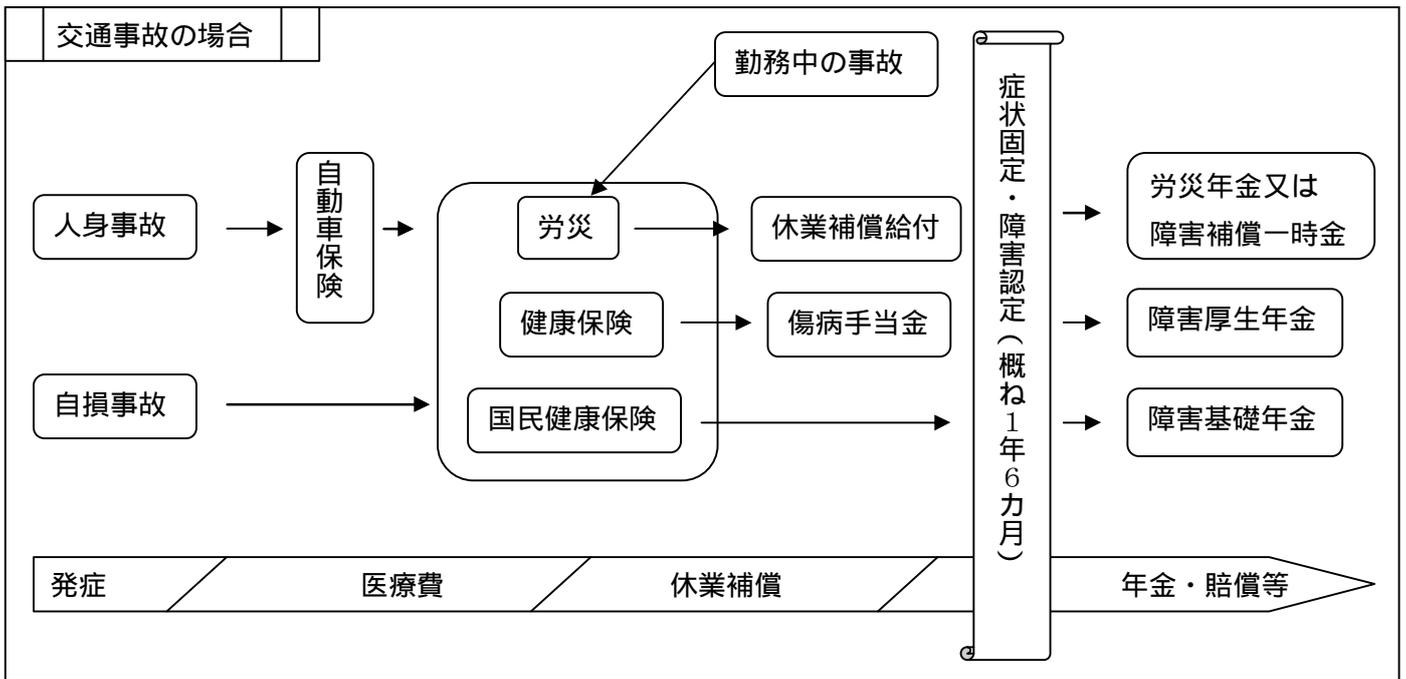
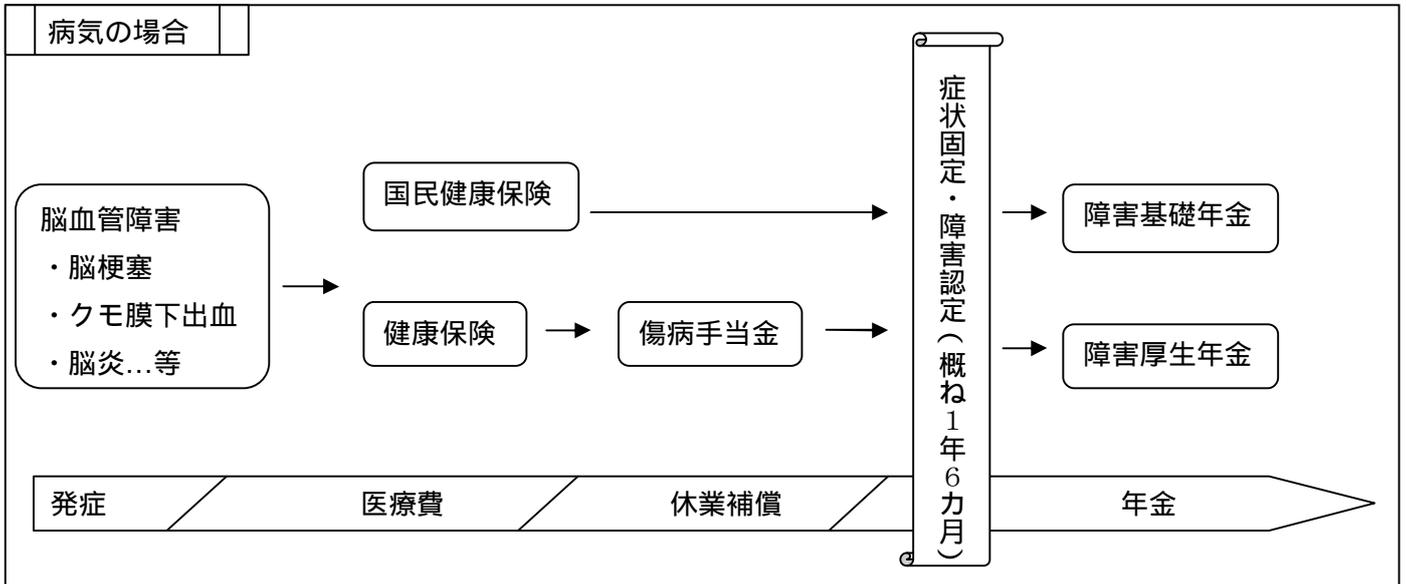


1.2 医療費や経済的支援

医療費や経済的支援に関して利用できる可能性のある制度をご紹介します。利用にあたっては、市町村の担当福祉課、病院のMSW（医療ソーシャルワーカー）などでご相談ください。



制度の詳細は次ページ

(1) 医療費

【高額療養費制度】

月額医療費自己負担のうち、限度額を超えた分が後日の請求で戻ってくる制度です。限度額適用認定書を医療機関の窓口提示すれば限度額までの支払いとなります。

窓口：市町村・会社の健康保険組合・社会保険事務所

【自立支援医療】

事故や病気に伴う精神障害により、継続的に通院治療が必要な場合、自立支援法による自立支援医療の申請が可能で、自己負担は1割。

ただし、世帯での住民税の課税状況により医療機関等に支払う自己負担額には、1カ月当たりの上限金額が設定され、月々の支払いはその金額以内とされています。

窓口：市町村の障害者福祉担当

(2) 年金制度【障害者年金】

年金加入者（国民・厚生・共済）が対象。障害の程度（1～2級）に応じて、障害基礎年金が支給されます。20歳前の障害の場合は20歳から支給されます。

窓口：市町村窓口。障害厚生（共済）年金は社会保険事務所

申請のための要件

20歳以下に初診日がある場合

20歳になった時に、障害年金の障害等級に該当する障害が残っていれば申請の対象となります。この場合、何らかの所得を得るようになった場合、一定の所得を超えると支給制限があります。

20歳以上に初診日がある場合

- ・ 国民年金や厚生年金などの年金保険に加入している時期に初診日があること。
- ・ 20歳から初診日までの期間，3分の2以上保険料の納付期間があること。（免除期間を含む）
- ・ 障害認定日に一定の障害状態であること。（初診日から1年6か月が経過していること。ただし，1年6か月以前に病状が固定している場合はこの限りではありません。）

（3）労働者災害保険制度【労災医療（療養給付）】

業務中の事故及び通勤途上の事故等には労災が適用される可能性があります。10割給付のため自己負担はありません。症状固定後は給付されません。

窓口：会社の労務担当者・労働基準監督署

（4）生活福祉資金の貸付け

低所得者，障害者，高齢者の属する世帯に対し，経済的な自立や安定した生活が送れるように資金の貸付けを行っております。資金の貸付けにあたっては，対象となる世帯等にいくつかの条件があります。詳しくは社会福祉協議会にご相談ください。

窓口：茨城県社会福祉協議会(TEL 029-241-1133)
市町村社会福祉協議会

（5）傷病手当金

健康保険に加入している方が病気や転倒等による怪我の治療のために休職となり，給与が支給されない場合には，傷病手当金が受給される可能性があります

窓口：社会保険事務所

（6）失業保険

就労中に脳損傷になり失業した場合，雇用保険に加入（6か月以上）していれば失業保険の受給の可能性があります。

窓口：ハローワーク

(7) 自動車保険【自賠責・任意】

【自賠責保険による補償】

・ 障害の治療にかかる費用

自賠責では障害の治療にかかる費用（医療費・休業補償・慰謝料など）について、120万円まで補償されます。ただし、被害者に重大な過失があった場合は、減額されます。

・ 後遺障害に対する補償

後遺障害が残った場合、障害の程度（1～14級）により、最高で4000万円の賠償金が支払われます。ただし、被害者に重大な過失があった場合は減額されます。

窓口：各保険会社

【任意保険による補償】

自賠責保険の限度額を超過した部分について任意保険から賠償金が支払われます。内容は加入している保険によって異なります。

窓口：各保険会社

(8) その他各種援助・救済機関

【独立行政法人 自動車事故対策機構（NASVA）茨城支所】

〒310-0026 水戸市泉町3-1-28 第2中央ビル4階

TEL 029-226-0591 FAX 029-226-0592

・ 介護料支給 自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時又は随時介護が必要な状態の方に支給します。

申請及び認定が必要となります。

・ 交通事故に関する各種相談窓口 全国の交通事故被害者およびその家族等の皆様からのご相談を、総合的な電話相談窓口「NASVA交通事故被害者ホットライン」でお受けしています。

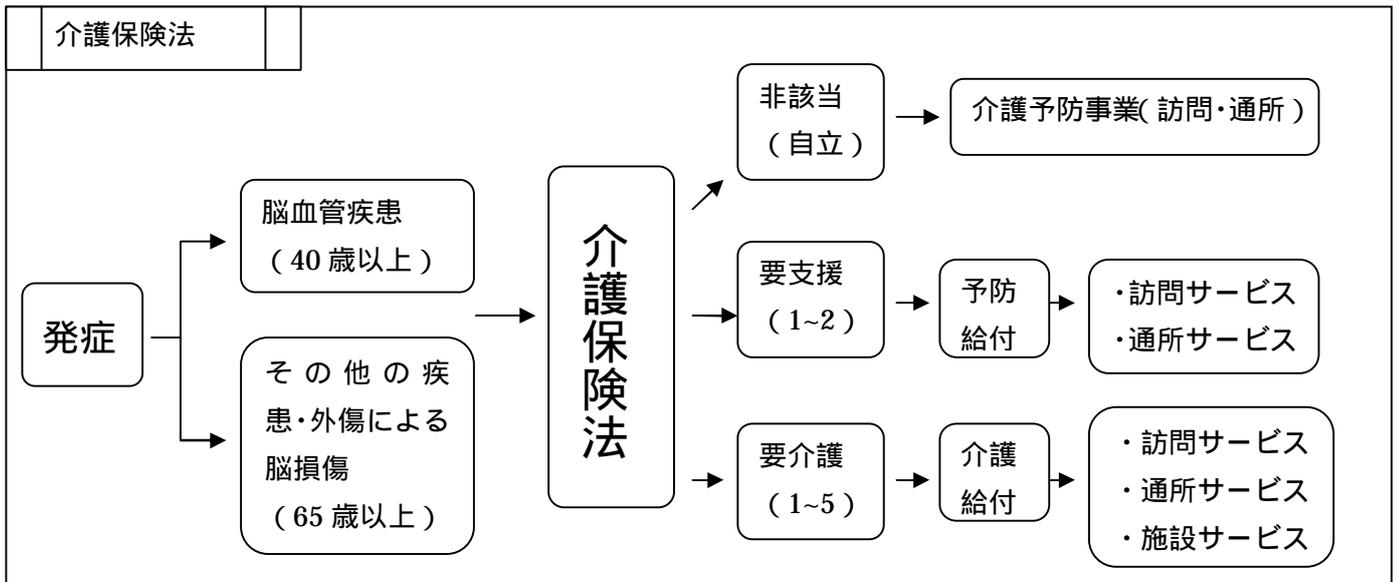
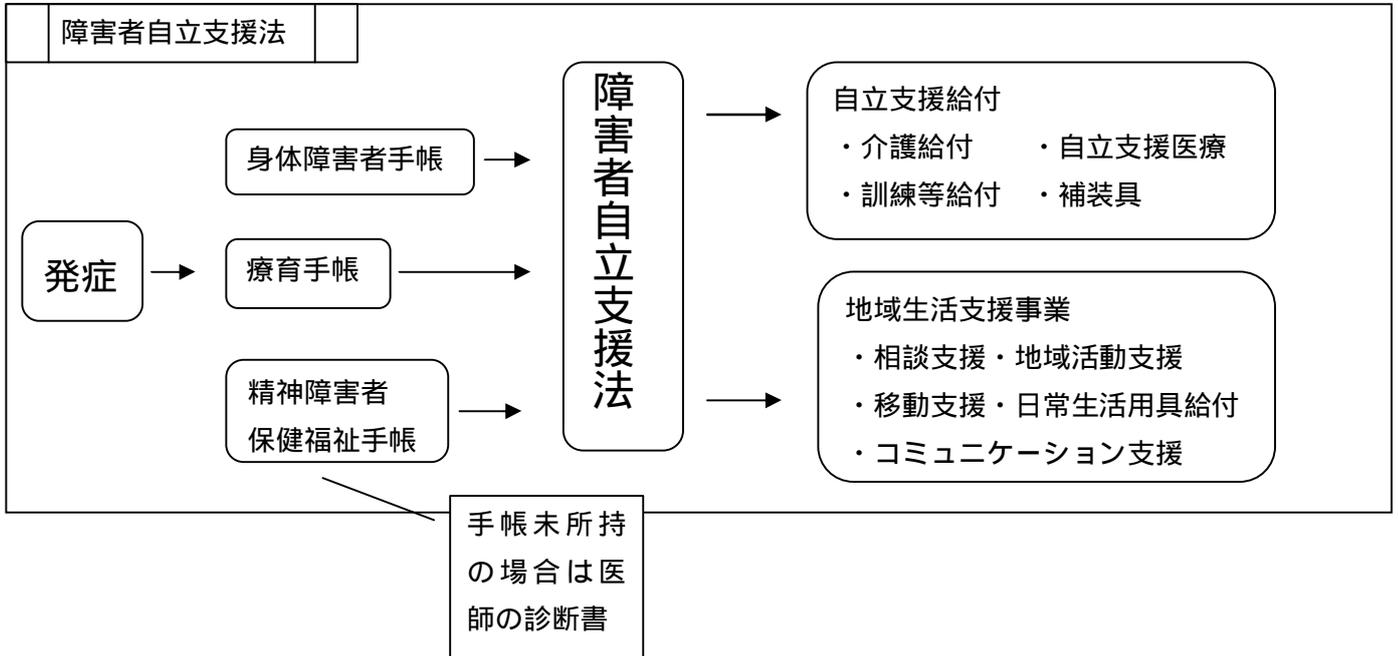
ホットライン 0570-000738 通話料は負担していただきます。

（土・日・祝日・年末年始を除く 9:00～17:00）

その他、弁護士や行政書士、司法書士事務所等で交通事故に関する相談を受けているところもあります。

1.3 福祉サービス

障害状態や年齢，原因疾患によって利用できるサービスに違いがあります。市町村担当者，病院のMSW（医療ソーシャルワーカー）などにご相談ください。



制度の詳細は次ページ

(1) 障害者手帳制度

各種税金や公共料金等の優遇（控除や減免）、公営住宅入居の優遇、障害者法定雇用率適用等のサービスを受けられます。手帳の種類や障害の程度、自治体により利用できるサービスが異なります。詳細は各種「障害者手帳のしおり」を参考にしてください。

【身体障害者手帳】

身体に障害のある方の所持する手帳です。各種サービス、支援を受けるために必要となります。

・ 障害の種類

視覚障害，聴覚障害，音声・言語機能障害，そしゃく機能障害，肢体不自由，心臓機能障害，呼吸器機能障害，じん臓機能障害，ぼうこう又は直腸機能障害，小腸機能障害，免疫機能障害，肝機能障害の12種類。

・ 内容

障害の状態によって1級から6級までの等級と，第1種と第2種の種別があり，その等級や種別によって受けられるサービスの内容が異なります。

窓口 住民票のある市町村福祉担当課

【療育手帳】

知的発達の障害のある方の手帳です。知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに，各種のサービス，支援を受けやすくするために所持することができます。

・ 障害の種類

発達期である18歳までに何らかの要因で知的発達が阻害され，児童相談所または福祉相談センターで知的障害の判定を受けることが必要です。

・ 内容

障害の程度によって (A) (最重度)，A (重度)，B (中度)，C (軽度) の4段階。

窓口：18歳未満 児童相談所

18歳以上 福祉相談センター

【精神保健福祉手帳】

一定の精神障害の状態にある方が所持することができる手帳です。精神障害者の自立と社会参加の促進を目的としており、各種サービス、支援を受けやすくするために所持することができます。

・内容

障害の状態によって1級から3級までの等級に区分される。

窓口 住民票のある市町村福祉担当課

(2) 障害者自立支援法

障害者自立支援法によるサービスは「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成され、障害の種別にかかわらず、障害の程度やニーズによって利用できるサービスを決定します。

対象者は障害者手帳の所持が原則（身体障害者は必須）ですが、精神障害者は障害を証明する診断書があれば申請が可能です。身体障害を伴わない高次脳機能障害者は精神障害者として申請ができます。

【自立支援給付】

介護給付...ホームヘルプ、児童デイサービス、短期入所、入所施設等での介護サービス。

訓練等給付...就労や自立生活等に向けた訓練サービス。自立訓練・就労移行支援・就労継続支援。共同生活援助（グループホーム）。

自立支援医療...継続通院等の医療費の支給

補装具費支給...身体障害者の補装具購入に係る費用の支給

【地域生活支援事業】

地域の特性や利用者のニーズに応じて、地域生活を支援するために市町村がおこなう事業です。サービスの内容や利用者負担の有無などは実施市町村によって異なります。

【相談支援事業】

障害のある方やご家族からの相談に応じて、各種福祉サービスの利用や権利擁護などについての支援を行います。

(3) 介護保険法

40歳以上の方が加入していて保険料を負担し、介護や支援が必要と認定された時に、費用の1割を負担して介護サービスを利用する制度です。